**開示事項及び開示・記載上の注意**

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。また、これに加えて、親子間の債権債務関係及び当該子会社等の株式の評価額を記載してください。